公示送達

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えて次のとおり公告する。

平成29年12月１日

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行者　菊陽町

代表者　菊陽町長　後藤　三雄

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　菊池郡菊陽町大字津久礼1905番地１

氏名　冨永　征良

２　通知の内容

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、別紙通知書（写）のとおり仮換地を指定しますので、同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

３　教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に熊本県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に菊陽町を被告として取消訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、この通知に関する別紙通知書（写）の掲載は省略し、菊池郡菊陽町大字津久礼2535番地２において掲示する。

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項並びに旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公示します。

平成29年12月１日

東京都知事　小池百合子

１　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　パラダイスプラネット株式会社　東京都府中市府中町二丁目18番地の１メゾン寿106

２　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３－6186号

３　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成29年12月19日（火）午後２時　東京都庁第一本庁舎24階　24Ｂ会議室

４　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
滝　久美子	354,960円	354,960円	354,960円	40,740円	314,220円
大申　哲	179,240円	179,240円	179,240円	20,572円	158,668円
					61,312円

東京都会計管理者

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については東京都会計管理者に支払うこととする。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地

公益財団法人第８回札幌アジア冬季競技大会組織委員会　清算人　秋元　克広

解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

北海道室蘭市中島町一丁目一五番一二号

株式会社クレスト

代表清算人　名波　俊昭

解散公告

当法人は、平成二十九年十月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

北海道江別市野幌町五〇番地の一〇

特定非営利活動法人ＺｉＧ在宅支援技術者連絡協議会　清算人　南澤　秀紀

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

札幌市厚別区厚別中央二条一丁目三番一五号

有限会社自転車ビーム札幌

清算人　武井　俊明

解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

青森県青森市青柳一丁目一六番九三号

有限会社ノースアドプランニング

清算人　渡辺　繁樹

解散公告

当法人は、平成二十九年十月二十三日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

岩手県盛岡市厨川四丁目三番四－二〇八号

特定非営利活動法人グラウンドワークいわて

清算人　廣田　純一

解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

仙台市青葉区一番町四丁目三番三〇号

有限会社杉本清商会

清算人　杉本　健吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月一日

福島県郡山市喜久田町卸一丁目九八番一号

コマツ醤油株式会社

代表清算人　齊藤　宣彰